

【令和7年度新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会 議事録】

1 日 時 令和7年10月15日（水） 9：50～11：00

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 佐々木委員、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 田辺委員、西山委員、高井委員

使用者代表委員 太田委員、中野委員、北谷委員

事 務 局 中井労働基準部長、金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議 題

(1) 部会長、部会長代理選出について

(2) 新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について

(3) 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正について

(4) その他

5 資 料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局]賃金室長補佐

これから令和7年度第1回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長、また部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は賃金室長補佐の金安と申します。よろしく願いいたします。

最初に、会議の定足数についてご報告いたします。本日は、公労使の委員の方全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、委員定数の3分の2以上の出席が認められますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日は最初の部会でもありまして、各委員のご紹介を通常させていただいておりますけれども、審議時間が午前中いっぱいということで限られておりますので、資

料として名簿をお配りしております。また、机の上にネームプレートがありますので、その両方を参照していただくことでご紹介に代えさせていただきたいと思います。

続きまして、本部会の公開、非公開についてです。令和 5 年度の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告というものがあまして、こちらを受けて、今年 7 月 2 日に開催した新潟地方最低賃金審議会、本審の 1 回目なのですけれども、このときの協議において、専門部会の第 1 回については公開とすることを決定しております。ですので、本第 1 回専門部会につきましては公開としまして、傍聴希望についても公示を行いましたけれども、こちらについては応募がありませんでした。また、本日、報道関係者の出席もありません。

続きまして、議事次第 2 の (1) 部会長及び部会長代理の選出に移らせていただければと思います。選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び同法第 25 条第 4 項によりまして、公益を代表する委員の方から選挙をするという規定があります。

最初に立候補の確認をさせていただければと思います。公益委員の方ということになるのですけれども、部会長、部会長代理について立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

おられないということになりますと、先ほども申し上げたのですけれども、推薦ということになります。こちらの推薦につきまして、推薦をされる方はいらっしゃいますでしょうか。

[公益 小淵委員]

私から、部会長及び部会長代理を推薦したいと思います。

部会長に佐々木委員、部会長代理には有元委員を推薦します。

佐々木委員におかれましては、平成 30 年から本特定最低賃金審議会専門部会長、令和 5 年からは新潟地方最低賃金審議会会長代理、令和 7 年から同専門部会の部会長に就任され、部会長就任に十分な経験と実績を積んでおられます。

有元委員におかれましては、令和 3 年から電気機械等の特定最低賃金審議会専門部会委員、また本年から新潟地方最低賃金審議会委員に就任されており、審議会の経験がございます。

それぞれ部会長、部会長代理に推薦することがふさわしいと思いますので、推薦させていただきます。

[事務局]賃金室長補佐

ご推薦、どうもありがとうございました。

ただいま推薦をいただきましたが、ほかに推薦される方、いらっしゃいますでしょうか。
ないようでしたら、部会長に佐々木委員、部会長代理につきましては有元委員にお願い
したいと思います。ご異議の方はありますでしょうか。

[各委員]

異議なし。

[事務局]賃金室長補佐

ありがとうございました。ご異議がないようですので、部会長につきましては佐々木委
員、部会長代理につきましては有元委員にご承認いただいたということで、今後も進めさ
せていただきます。

佐々木部会長、有元部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつをお願いできればと思い
ます。

よろしくお願いいたします。

[佐々木部会長]

部会長を拝命いたしました、新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

まずは、今月発効の新潟県最低賃金は、65円引き上げの1,050円。さらに、新潟県の特
定最賃に関しましては、この自動車の最低賃金のみ、改正決定の必要性があるという経過
をたどっております。

この専門部会の審議におきましては、これまでどおり、年内発効、全会一致というところ
を目指し、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[有元部会長代理]

副部長代理を拝命いたしました、新潟大学経済科学部の教員の有元と申します。

全会一致に向けて努力してまいりますので、審議等、ご協力いただければと思います。

どうぞよろしくお願います。

[事務局]賃金室長補佐

どうもありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、佐々木部会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

[佐々木部会長]

議事に入りたいと思います。

まずは議題（2）専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

事務局から説明させていただきます。

本専門部会につきましては、お手元に配布しております資料No.2 をご覧いただきたいと思っております。この運営規定によって行っております。根拠もこれに基づいて運営することをご確認いただきます。

そして、運営規程の第 5 条に公開について書いておりますが、そのことについて説明させていただきます。

第 5 条の専門部会のところには、公開、非公開の取扱いについて規定され、専門部会は、原則、公開することとされております。公開するとは、具体的に言いますと、一つは会議の傍聴です。公示により傍聴者を募り、審議状況を傍聴していただくこと。二つ目に、議事録の公開。議事内容を労働局のホームページに掲載するということとなります。議事録の公開については、昨年度より行っております。

専門部会運営規程第 5 条には但し書きが定めてありまして、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換若しくは意思決定に中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長がその会議を非公開にすることができると定められております。

令和 4 年度までは、この但し書きを踏まえて、専門部会については非公開という運用を行ってきました。

しかしながら、令和 5 年度、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告において、公労使の三者が集まって議論を行う部分は公開することが適当という結論が出ましたことを受け、当部分を、7 月 2 日に行われました第 1 回新潟地方最低賃金審議会においても審議、ご検討いただき、議論の透明性と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえて、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、個別企業の名前を挙げて議論を行う必要があるなど、団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場

合に該当するおそれがある部分は非公開にするとされまして、本専門部会、第 1 回目については公労使三者の部分は公開、二者の部分は非公開ということでご了解を得ております。

そして、ここでご確認いただきたいことは、本専門部会の第 2 回目以降の審議の公開、非公開についてです。第 2 回目以降、まだ日程は未確定であります。実施する場合、同じく公労使三者の協議の部分は公開、非公開情報を用いた議論が行われる可能性がある二者協議の部分は非公開とすることでいかがでしょうかということで、ご検討をお願いいたします。

[佐々木部会長]

今ほどの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、今後の専門部会につきましては、全員協議会の報告を踏まえて、公労使の三者が集まって議論を行う部分については公開とするということによろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

特に異議がないようですので、今後の専門部会については、公労使の三者が集まって議論を行う部分につきましては公開ということにいたします。

続けて、専門部会の運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

本専門部会の運営につきましては、今ほど説明しました運営規程のほかに最低賃金法、最低賃金審議会令などに基づき運営することとしております。

本専門部会は、本審であります新潟地方最低賃金審議会が新潟労働局長から最低賃金の改正の調査審議を求められ、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、設けられた専門部会となります。

なお、本特定最低賃金の改正の必要性につきましては、8 月 22 日に行われました同審議会において必要性ありという審議結果となっております。

つきましては、本専門部会では、改正の金額をご審議いただくことが目的となります。

続きまして、本審で決定していることについて説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについてということになります。

最低賃金審議会令第6条第5項につきましては、事前にお配りしておりますこの要覧の154ページに記載があります。この条文には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。要するに、ここで決議したことが、平成27年から、新潟地方最低賃金審議会におきましてもこれを適用し、専門部会で全会一致した場合に限り本審議会の決議とするという取扱いになっております。本年度、7月2日に行われました第1回新潟地方最低賃金審議会において、この取扱いについてご了承いただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、この専門部会を開催するにあたり、必要となります関係労働者、関係使用者に対する意見聴取について説明いたします。最低賃金法第25条第5項にその規定があるのですが、8月22日に行われました第4回新潟地方最低賃金審議会で確認いただきましたことから、事務局において、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づきまして、令和7年8月22日から9月12日正午までを期限として必要な公示を行わせていただきました。また、新潟労働局のホームページにも掲載して、意見を募らせていただきました。しかしながら、期限までに意見の提出がなかったことをご報告させていただきます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいま専門部会の運営についてご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですね。

ないようですので、次の議題に入りたいと思います。

次に議題(3)新潟県自動車(新車)、部分品・附属品小売業最低賃金額の改正についてに移ります。最初に、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

資料の説明をさせていただきます。

No.3から説明させていただきますと思います。

No.3は、この特定最低賃金の改正を求める申出書となります。基幹的労働者が1番に8,860人とありますが、これは令和3年度の経済センサスをベースにしております。これに対して、提出された労働協約の適用労働者数は3,057人ということで、割合としては約

34 パーセント、これは改正の申出の要件の 3 分の 1 を上回っております。

なお、事業所数についてですが、経済センサスでは 1,014 事業所のところ、申出された事業所数は 167 事業所ということで、2 枚めくってもらって、8 月 12 日受付の労働局の印を押した 2 番のところ、今回の 12 社 167 事業所と記載しております。

このようなことから、8 月 22 日に行われました審議会において、申出は自動車メーカー系の販売事業所が主体であるので、多くの割合を占める中小企業・小規模事業者のことを考えて欲しいという意見がありましたことを報告させていただきます。

続いて、労働協約の最も低い賃金額についてですが、4 番のところにあります、下から 2 行目になりますけれども、1,053 円であるということをご確認いただきたいと思います。

ここで、特定最低賃金の制度について説明させていただきます。

特定最賃制度は、産業別の最低賃金制度となりますが、地域別最低賃金が後からできまして、それに伴ってこの特定最賃は廃止されますところ、関係労使にイニシアティブがあること、言い換えますと、関係労使に必要性という共通認識によって設定、運用ができる制度として残されたものになります。この制度の趣旨をご理解いただき、審議をお願いしたいと思います。

特に労働協約のケースにつきましては、その業種の基幹的労働者、言い換えますとその業種の主たる業務に従事される方とも言いますが、その相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業を設定されるということになりますので、決定される最低賃金の水準も、関係労使が合意した協約の額が基礎となるものであるとされております。

今年の労使協約をまとめたものがこの資料No.3 となりまして、最も低い賃金額が、先ほど説明しましたとおり 1,053 円になっております。仮に、この金額を超えて最低賃金を決定することは、これらの各社で結ばれた労働協約を無効にすることになってしまいます。このことは、協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。協約額の最低限が、金額審議における事実上の上限となると考えられるということとされております。よって、今回の審議につきましては上限が 1,053 円になりますこと、労使のイニシアティブで決定していただくということにご留意いただき、ご審議をお願いしたいと思います。

続いて資料No.4 です。ここから三つほど、改正の関係になります。必要性の諮問です。8 月 6 日に新潟労働局長から新潟地方最低賃金審議会議長に、改正する必要性があるか、諮問しております。

その次の資料No.5 が、審議した結果の答申になります。頭に、部会長が、自動車だけ行われるということが決まったということがここに記されております。

続いて資料No.6 ですが、その答申を受けて、同じ日の 8 月 22 日に、金額を審議、決定してくださいということで諮問がなされております。この結果、本専門部会が設置されているということでご承知いただきたいと思っております。

続いて資料No.7 ですが、新しい特定最低賃金の発効日の予定になります。改正額が決まった場合、効力を発生させるまでに異議申出などの手続が必要となります。それらに必要な日数がありますので、これを考慮して、最短の日数で事務処理を進めた場合の発効日が分かるようにした一覧表になります。例えば、本日 10 月 15 日で決まれば、上から 2 番目になりますが、右端のほうに「発効」という欄がありまして、12 月 14 日（日）となっております。ちなみに、最短日と重なる場合は法定発効と言っております。12 月 14 日以降で発効日を指定する場合は指定日発効と言っております。

続きまして、資料No.8 以降、資料No.12 までになりますが、新潟県の経済情勢などの資料になります。資料No.8 は、主要な情報を事務局で取りまとめたものになっております。時間がない中、たくさんの資料になって恐縮ですが、ご確認いただければと思います。

資料No.9 から資料No.12 は、各データを出しているところのものになっております。それぞれに、自動車の販売台数のデータを載せているようなところもございます。

ただ、それをまとめているものが資料No.13、皆さんおなじみの新潟運輸支局が、新潟県における新規登録・届出台数のものになります。この数字を使ってその前の資料などを表しています。参考に、2 ページ目の下に対前年増減のグラフがあり、この 1 年半くらいの推移が、前年比で分かるようなもので、見ていただくと分かりやすいと思っております。

続きまして資料No.14 になります。新潟県最低賃金の推移になります。頭に説明されましたとおり、本年度は 10 月 2 日より、65 円引き上げた 1,050 円となっております。これを決めるに当たって、同じような経済情勢の資料が、先ほどのようなものですが、配られております。

資料No.15 は、特定最低賃金の引上げの推移になります。

続いて資料No.16 は、今年実施しました賃金の改定状況の調査結果となります。令和 6 年と令和 7 年の 6 月の賃金の変化を全国的に調べたものになります。調査の概要ですが、1 ページ目にありますとおり、最低賃金の影響を受けやすいと思われる業種、2 番のところに調査産業、産業分類を書いているところに（ア）から（キ）が並んでいますが、ここを対象としております。対象数は、3 番のところに書いてあるとおりでございます。調査結果は、A B C のランクに分けています。これは都道府県で分けています。A が大都会で、真ん中が新潟を含んだ B 地域で、C が地方となっております。この調査結果でいつも注目されるのは、7 ページ目にあります第 4 表になります。表の左端の B のところ、三つそれ

ぞれ、一般パート計、一般、パートとございますが、ここをご覧ください。令和 6 年に比べて、一般パート計で賃金がどれだけ上がったかというのが賃金上昇率 2.9 パーセントとなっております。パートだけでは、下の段にいきますと 3.5 パーセント引き上げられたという結果となっております。1,050 円になった新潟県最低賃金の審議において、使用者側委員の意見は、このデータを参考に、40 円引き上げ 1,025 円にすることが相当だとの意見が出ていることを参考に説明いたします。

続いて資料No.17 です。最低賃金に関する基礎調査というものになります。時間額ごとの労働者数を、これも今年 6 月に調査したものになります。

調査の概要についてですが、特定最低賃金の自動車(新車)小売、自動車部分品・附属品小売業を対象としたものにまとめております。1 ページめくってもらったところに、事業所規模 30 人未満と書いています。無作為に抽出した 190 事業所を調査させてもらっています。その労働者数は 1,695 人になります。この調査標本の結果を母集団に計算して復元して集計したものが、このあとに付いております。3 ページ目が調査票になっております。

4 番からが結果になります。字が小さくて申し訳ないのですが、左側に金額を書きまして、1 円ずつ引き上げられていっているのが分かるかと思います。その金額のところは何人、結果があったかというようなものになります。例えば、今の自動車の特定最賃 1,015 円未満の場合、1,014 円のところになりますが、今でも 1,015 円未満の方が 208 人おられた、その割合が 3.7 パーセントとなっております。

ずっといきまして、6 ページの表の最後のところには、月平均賃金額や時給当たりの平均賃金額が記載されております。これも参考にしてください。

7 ページ以降、総括表 (2) になりますが、男女別、年齢別で分けているようなものになります。

10 ページ以降は、現行の自動車の未満率や影響率が分かる資料です。未満率というのは、最低賃金を下回っているものです。影響率は、これから引き上げますとどれだけの人に影響が出るのかという割合でございます。特定最賃の申出で確認されました 1,053 円付近まで作成させてもらっております。ちなみに 1,053 円の影響率は 6.23 パーセントとなっております。これが 1,053 円にした場合の、賃金を引き上げなければならない人の割合となっております。参考に、新潟県最低賃金 1,050 円に引き上げた際の影響率は 26.3 パーセントとなっております。

12 ページ、13 ページについては、賃金額ごとの分布が分かる資料です。14 ページは、それを表にしたものになります。

以上、駆け足な配布資料の説明となりますが、最後に、ほかの県の自動車の特定最低賃

金の状況について、資料はないのですが口頭で説明させていただきます。

今、おおよそ、全国で自動車の小売り、新車だけではなくてただの小売り、中古車も含んだところもあるのですけれども、含めると、約25くらいありますが、実際、動いているのは半分ほど、15くらいでございます。あとは金額が低かったりとかして審議をしていないところですが、今日までのところ、3件のこういう特定最低賃金の審議会が終わっているところがございます、宮城と埼玉と福岡でございます。宮城が改定1,101円にされるということで、65円の引上げ。埼玉が1,152円、これは63円の引上げ。福岡については1,131円、65円の引上げとなっています。新潟の場合は1,053円にすると38円ということで、これより下回るということです。

発効日についてですが、ここまでまだ確認はできなかったのですが、年内に発効するというので、例年と変わらず行われるということで聞いておりますので、補足して説明させていただきます。

資料の関係については以上となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいまの配布資料についての説明に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ご質問等ないようですので、次に進めてまいりたいと思います。

新潟県における自動車、部分品・附属品小売業の取り巻く状況につきまして、それぞれどう認識されているのか、そして、それを受けて最低賃金の改正に向けたお考え、ご意見についてご説明いただきたいと思います。

初めに労働者代表委員からご意見をお願いしたいと思いますが、金額に関しましては、この三者の場で行う形でよろしいですか。承知いたしました。

労働者代表委員からお願いいたします。

[労働者側 田辺委員]

労働者委員を代表して、私、田辺からお話させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

今ほど事務局からのご説明にもありましたとおり、既に申出の際に、労働協約の最低額が1,053円ということで、ご説明にもありましたように、上限が1,053円と決まっております。県最賃は1,050円でその幅は3円しかないものですから、最後に金額の提示をさせ

ていただければと考えております。

改定の必要性ということでお話をさせていただきたいと思っております。

今ほどの資料にもありましたように、新潟県内の新規登録台数から推察する市場状況と
いいますか、申し上げたいと思っております。資料は先ほどありましたものから抜粋をしている
数値でございます。

9月4日付けの北陸信越運輸局新潟運輸支局発表の内容で、令和7年度4月～8月の新規
登録台数は、種別全体で3万6,114台、資料をご覧くださいと思いますけれども。前
年同期比で101.5パーセント、548台の増加となっておりますが、このうち、乗用車だけ
を見てみますと、1万4,827台、前年同期比93.4パーセント、1,043台減少しております。
8月単月評価では、種別全体で、2か月連続で減少。登録車ですと、4か月連続で減少とな
っております。4月～8月の累計と合わせて評価をすれば、非常に、自動車業界、県内の先
行きは不透明といえますか、混沌としているような状態であると、労働者側としても考え
ています。

その要因としては、それぞれ様々あるかとは思いますが、昨今言われております
エネルギーコストの高騰ですとか、物価上昇による家計の圧迫、車にかかる経費が減少し
ている、端的に言うと、古くても今は入れ替えられる条件にはありませんという状況なの
かと考えています。

しかしながら、車の新規登録台数がないからと言って、我々の仕事、販売店の仕事がな
くなるわけではないと思っておりますし、市場状況と同じように減っていくわけではあり
ません。データは少し古いのですが、本年4月末時点、県内の自動車保有台数は176万
3,302台であります。それらの自動車の日々の安全な運行、あとはそれを運転される方、
それを支えることも私たちの責任であり使命であると考えております。

もう1点。今年の春闘での賃金改善状況を少しお話しますと、自動車総連加盟組合、販
売系になりますけれども、組合で25組合中、集計可能な19組合の妥結額単純平均で9,684
円となっております。昨年と同じ組合の平均を約1,400円近く引き上げることができている
という状況になります。

このことは、依然続く物価上昇ですとか、世間の賃上げ機運による後押しもあったとは思
っていますが、昨今の自動車産業で抱える喫緊の課題、例えば人材の確保、流出防止で
す、これを労使で真摯に議論してきた結果なのだろうと私たちは評価しています。

ここにいる私たちは、その議論を経て、賃金改善ができるというか賃金改善という結果
を得ることができていますが、自動車産業、非常にすそ野が広いものですから、私たちメ
ーカ一系の販売店だけでその産業が成り立っているわけではありません。労働組合がない

専業社で働く自動車産業の仲間の賃金の引上げに資する特定最低賃金を改定をし、自動車産業全体で賃金の底上げを行うことが、他産業への人材の流出を防ぎ、なお人材確保ができると考えております。

以上が改定の必要性ということでお話申し上げたいと思っています。

最後になりますけれども、改定額になります。先ほども申し上げましたとおり、新潟県の最低賃金が65円引き上げられ1,050円となりました。申出いたしました最も低い労働協約の金額は、時間額で1,053円です。地賃との額差が3円となりますので、特定最低賃金の性質上、地賃を上回って、協定の最低額を上回らないようにするという事を考えれば、改定額は1,053円といたしたいと考えております。

しかしながら、現在適用されている自動車の特定最低賃金は1,015円です。そこから考えますと38円の引上げとなりますが、資料にもありましたように、2023年の36円に次ぐ引上げということになりますので、ただ、額としては大きいイメージはございますが、今は、自動車産業全体で取り組んでいる産業の魅力向上には非常に有意義であると私たち労働者側は考えています。

改めてになりますけれども、整理をしますと、改定額は現在の1,015円から38円引上げの1,053円といたしたいと思っております。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

次に、使用者代表委員からご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

説明と金額提示も一緒にされますか。ご説明で。承知いたしました。

お願いいたします。

[使用者側 太田委員]

太田でございます。使用者側から説明させていただきます。

初めに自動車販売を取り巻く情勢等についてでございます。

自動車の販売台数についてであります。本年1月からの登録車、いわゆる普通車の販売台数ですが、9月末累計で、全国で220万3,910台、前年比102.8パーセント。新潟県3万5,471台、前年比99.5パーセントです。次に軽自動車の販売台数ですが、同じく9月末累計で、全国126万1,496台、前年比109.1パーセント。新潟県が3万4,093台、前年比110.3パーセントです。新潟県の登録車と軽自動車の合計が6万9,564台で、前年比104.5パーセントでございます。

販売台数を昨年と比較しますと、登録車と軽自動車の合計では若干の増加傾向にありますが、昨年はメーカーの認証問題の影響等で低調な一年でありまして、県内においては、世界的な半導体不足で45年ぶりに9万台を割った令和4年と並ぶ低い水準であったための反動でしかありません。加えて、登録車にありましては、低水準な昨年よりもさらに減少しておりまして、本年も厳しい年であることに変わりはない状況にあります。

国内における賃上げの動向は、物価高や政府の働きかけもあり、大企業を中心に前向きに動いている情勢ではありますが、地方における中小の企業等においては、諸事情を考慮していかなければならない状況であると考えております。

さらには、労働協約の適用を受けていない小規模な会社が多く存在していると考えられることから、そのことにも配慮する必要があると思われまます。

また、全国における自動車の保有台数は、世帯数の減少、所得の伸び悩みなどにより今後ゆるやかに減少し、需要台数も、保有台数の頭打ち、使用年数の長期化などにより減少することが見込まれています。

以上、ご説明したとおり、県内における自動車販売は厳しい状況でありまして、使用者側といたしましては、県の最低賃金額や他の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいま労使双方から、現状について説明をいただきましたが、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このあと、金額の審議に入りたいと思います。ご要望をお伺いしたいと思いますが、この三者の場面で金額審議をすることがよろしいか、それとも二者協議で審議するほうがよろしいか。いかがでしょうか。今、状況としては、労働者側から金額が提示されているという状況になりますが、使用者側のご希望はございますか。三者でよろしいでしょうか。

それでは、ここ三者の場面で金額の審議を行ってまいりたいと思います。

もう一度確認をすると、現在、労働者側から38円引上げの1,053円という金額の提示をいただきました。

これに対して、使用者側から、この金額に対するご意見、もしくは使用者側の金額の提示がありましたらお願いしたいと思います。

[使用者側 中野委員]

使用者側からの主張をさせていただきたいと思います。

先ほど、県内状況の話がございました。人口減並びに保有台数の減少、また、使用年数の長期化という部分で、年々、自動車産業の部分が縮小化になっていくということがこれから見受けられる状況に変わりはないと思っております。

先ほど、経済状況の部分でもご覧いただいたと思いますけれども、県内の経済状況は横ばいで推移をされていて、持ち直しているのかなという部分も、正直言ってあるところはありますけれども、足元のところで見ますと、中小の部分でも若干の倒産だとか自己破産が、最近こちよっと目立った部分かなというような感じしております。

そういうことも考えながら、では、今、労働者側からありました 1,053 円、また企業内最低賃金の部分で比較した場合、3 円の部分ということがございますけれども、正直申し上げれば、1 円でも 2 円でも上げたくはない、それはやはり、中小の本当に 2 人、3 人だとか 4、5 人でやっているところへの影響が多くなると、私自身は考えているところでございます。

とはいえ、先ほど資料を確認させていただきました影響率を見ていきますと、仮に 1,053 円という形であれば、1,052 円が 6.2 パーセントという形でございますし、1,051 円も 6.2 パーセント、1,050 円も 6.2 パーセント。人数的には影響度は 3 人の影響度というような形になっている数字でございますし、未満率等も含めましても、いろいろな部門を検討した部分、逆に昨年の部分で 1,015 円の当時の影響率を見ますと 8.5 パーセント。

では今年はどうなのかというと、今お話したとおり 6.2 パーセントという形で、影響率が若干下がっている。すなわち、逆に賃金の上昇下でいろいろな部分で転嫁をしているのだらうという部分で見えておりますけれども、賃金上昇率、2.9 パーセント昨年が、2.1 パーセントという部分を含めて考えていきますと、1,050 円の最低賃金ならびに 1,051 円、1,052 円、1,053 円の部分に関しましては影響率がほぼ変わらないという判断をいたしまして、1,053 円で私どもはお話をさせていただきたいということでございます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

今、使用者側から、38 円引き上げの 1,053 円という金額提示をいただきました。

先ほどの労働者側からの提示と一致いたしますので、労働者側から何かご意見等はないでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今の金額に関して、労働者側からも使用者側からも、特にお互いのご質問はないようですので、ここでまた審議を継続したいと思います。

まず、本専門部会では、改正金額の決定と報告をするということが役割ですので、この金額について、もう一度確認いたしたいと思います。

この金額に関しましては、38 円引き上げて 1,053 円とするということでご異議はないでしょうか。よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

次に発効日に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

発効日につきましてですが、先ほど説明いたしました資料 7 ページを再度ご覧いただきたいと思います。

今日このまま決定されますと 15 日ということで、最短で 12 月 14 日、法定発効といたしますが、指定日発効といたしましてこの後の日付に指定することも可能だということで、ここについても報告あるいは答申の中に盛り込むところがございますので、皆様のご意見で議論していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

まず、この発効日に関しまして、労働者委員から何かご意見、ご主張ございますでしょうか。

[労働者側 田辺委員]

発効日に関しましては、速やかにお願いしたいと考えておりますので、法定発効、12 月 14 日でお願いしたいと考えております。

[佐々木部会長]

承知いたしました。使用者側から、法定日発効に関して、ご意見、ご主張ございますでしょうか。

[使用者側 太田委員]

12月14日で結構でございます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

両者の意見が一致いたしましたので、発効日に関しては、今、ご主張のとおり、12月14日ということで決定いたしたいと思えます。

このあと、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

ご審議ありがとうございます。

資料No.7のとおり、このあと、報告、答申を受けまして異議の申立てを受け付ける公示を行い、その締切日が最短の10月30日ということで行わせていただきます。

それが終わりますと、官報へ持ち込みをする期日が決まっておりますので、11月5日までに事務局で提出し、内容に問題なく審査で問題がなければ最短で11月14日公示。

官報に載ったことによって、ここに1,053円とか載るわけですが、その30日後が有効な発効日という取扱いとなりますので、30日後の12月14日に発効になりますということでご承知いただきたいと思えます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

今の事務局からの説明に関しまして、何か質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、全会一致により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を38円引き上げて1,053円とするということに決定いたします。

このあと、事務局で準備の時間は必要ですか。

[事務局]賃金室長

すぐできます。

[佐々木部会長]

承知いたしました。

専門部会報告（案）について、事務局で今配布をお願いしていますので、少々お待ちください。

事務局から読み上げをお願いいたします。

[事務局]賃金室長

読み上げさせていただきます。

令和7年10月15日、新潟地方最低賃金審議会会長、長谷川雪子殿。

新潟地方最低賃金審議会、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会部会長、佐々木桐子。

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について（報告）。

当専門部会は、標記について令和7年10月15日において会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。

公益以下、今日ご出席いただいた委員の名前を記載させていただいております。誤りがないかご確認いただきたいと思っております。

続きまして別紙ということで、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

- 1 適用する地域 新潟県の区域。
- 2 適用する使用者。前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。
- 3 適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者。
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。
 - (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,053円。
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの。
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生日 法定どおり。

法定どおりが12月14日を意味します。

以上となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

この内容に関しまして、何かお気づきの点であるとかございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、先ほど事務局から説明がありましたとおり、7月2日に開催いたしました第1回最低賃金審議会におきまして、本会で全会一致の決議をした場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨、議決されておりますので、この場で局長あてに答申いたしたいと思います。

事務局より答申文の案を読み上げてください。

[事務局]賃金室長

ご確認をお願いします。

令和7年10月15日。新潟労働局長 福岡洋志殿。

新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和7年8月22日付新労発基0822第5号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

2枚目については、先ほどの報告の添付と同じになりますので、省略させていただきたいと思います。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

今の答申文案につきまして、何かお気づきの点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この内容で答申いたします。

[事務局]賃金室長

部会長と基準部長、中央へご移動をお願いいたします。

(答申 手交)

どうもありがとうございます。

答申いただき、どうもありがとうございました。

ここで、基準部長の中井からごあいさつをさせていただきたいと思います。

[事務局]労働基準部長

新潟労働局基準部長の中井でございます。

本日はご多忙のところ、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろ公労使委員の皆様には、県最低賃金、産別最低賃金審議会の委員として格別のご尽力とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年10月2日より、新潟県最低賃金を1,050円に引き上げる旨、9月2日に官報公示いたしました。引上げ額、引上げ率ともに過去最大となったところです。事務局としても周知広報に努め、各市町村の広報誌の掲載依頼、最賃ポスターコンクール最優秀作品を用いた広報を実施いたします。

産別最低賃金につきましては、三業種について改正決定の申出をいただき、そのうち、最低賃金審議会で改正決定の必要性ありと答申のあった自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金についてご審議いただいたところです。

産業別最低賃金は、ご承知のとおり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものでありますが、労働局といたしましても、その産業の基幹的労働者の労働条件に関わる重要なものであり、また、労使の協議の俯瞰といった面も有しているといったところから、非常に重要な制度であると認識しております。

今回の新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金は、現状、新潟県の最低賃金を下回っている状況にあり、公労使委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしました。関係労使のイニシアティブによって全会一致により1,053円の金額決定となりました。

改めまして公労使委員の皆様へ感謝を申し上げるとともに、労働局としては同産別最賃につきましても、県最賃と同様に周知に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

[佐々木部会長]

委員の皆様のご協力により、全会一致で結審することができました。感謝申し上げます。

議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の審議が全て終了いたしましたので、終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れ様でした。